# メディアコンテンツ古物営業ガイドブック



# 日本メディアコンテンツリユース協議会

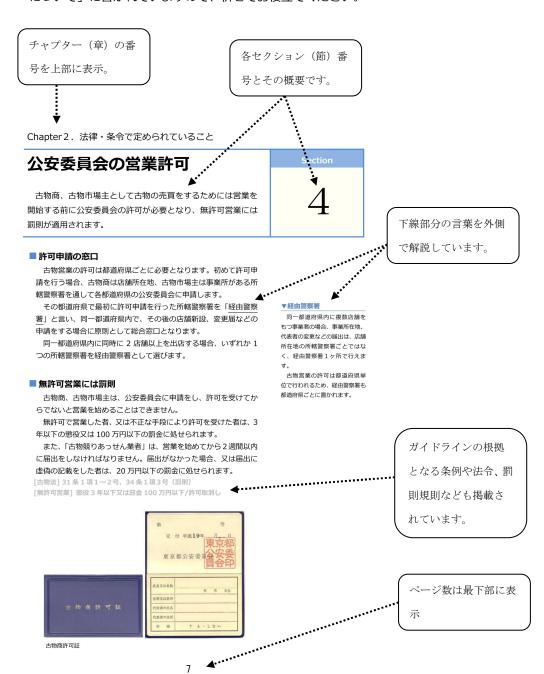
【発行:日本テレビゲーム商業組合/日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合】 Ver1.00

## **はじめ**に

この章では、古物法上で必ず守らなければいけない古物営業のルールなどが書かれています。

古物営業法の基本的な知識、遵守しなければいけない事項、関連する法令について解説しています。

当団体のルールについては、前章「Chapter 1. 当団体のルールについて」に書かれていますので、併せてお役立てください。



# ■目次

section	タイトル	ページ数
1	古物営業法とは	3
2	古物とは	4
3	3種類の営業形態	5
4	公安委員会の営業許可	7
5	営業不許可と取消し	8
6	営業許可の手続き	10
7	WEB サイト等の許可手続き	13
8	店舗新設の手続き	15
9	営業内容変更の手続き	16
10	三大義務(1)本人確認	17
11	三大義務(2)取引の記録	19
12	三大義務(3)不正品の申告	21
13	本人確認と記録の免除	22
14	標識、許可証のルール	23
15	営業制限・禁止事項	25
16	警察への協力義務	26
17	行政処分となる営業行為	27
18	盗品等の返還義務	29
19	青少年健全育成条例	30
20	著作権法	31
21	個人情報保護法	32
22	電気用品安全法	34
23	特定商取引法	35

# 古物営業法とは

「古物営業法」は、不正品の買取防止や不正品の速やかな発 見などを目的として制定された法律で、窃盗やその他の犯罪を 防止するため、古物営業で守るべきルールが明記されています。 Section

# 古物営業法の目的

万引きや窃盗を防止するため、店舗が万引された商品、盗品の買い取りをすることを未然に防いだり、それら商品の発見を速やかに行うためのルールが、「古物営業法」という法律で細かく定められています。

ルールに違反すると懲役や罰金などの罰則が課せられたり、営業 の停止または許可を取り消されることもあります。

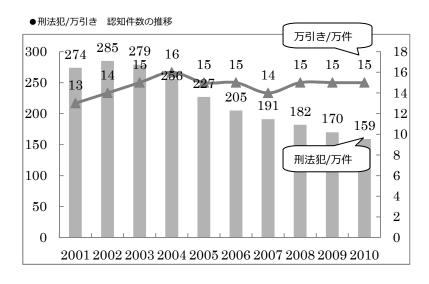
[古物法] 1条(目的)

# ■ 高止まり傾向にある万引

万引きは「ゲート犯罪」と呼ばれ、他の重大な犯罪への入り口に なると言われています。犯罪全体の件数が少なくなる中、万引きは 高止まり傾向にあり、犯罪に占める割合は増えています。

このような傾向を受けて、警察庁、各都道府県警察では、古物営 業法施行規則の改正、店舗への「万引きの全件届出」要請などを行 い万引き撲滅のための対策を強化しています。

当団体は、警察庁、都道府県警察との連携、連絡を強化するとともに団体自主ルールを制定し万引き撲滅に取り組んでいます。



# 古物とは

一般に中古品と呼ばれているものが「古物」に該当します。 ただし「古物営業法」では新品を買取りした場合なども「古物」 とされる場合があり、正しい分類を覚える必要があります。 Section

2

## ■古物となるもの

「古物」には、「お客様が一度使用した商品(中古品)」、「新品で未使用の商品(新古品)」、「中古品、新古品に幾分の手入れをした商品」の3つが該当します。「幾分の手入れをした商品」とは、例えば、お客様がキズのついたCDを研磨して聴けるようにして売りに来られた商品などが該当します。ただし、キズがついていて聴くことができず、有償にて買い取りをしないものや、それまでの用途と全く違う形に加工したものには、古物営業法は適用されません。

[古物法] 2条1項(定義)

# ■ 古物は 13 種類に分類

万引きや窃盗事件が発生した際、速やかな対応を可能にするため、 古物は13種類に区分されています。本・雑誌などは「書籍」、CD・ DVD・ゲームは「道具類」に該当します。

この区分は古物営業の許可申請の際に記入が必要となり、<u>都道府</u> 県公安委員会 (以下、公安委員会)から交付される「許可証」に記載されます。また店舗に掲示する「標識」にも記載義務があります。

【書 籍】:「本」「雑誌」「地図」など

【道具類】: ※以下、「道具類」に分類されるメディアコンテンツ「CD」「DVD」「ゲーム」「レーザーディスク」「ブルーレイディスク」「ビデオテープ」「PCソフト」など磁気及び光学的方法により音、影像、プログラムを記

録したもの。

[古物法施行規則] 2条(古物の区分)

# ■ 古物の種類が複数ある場合も申請区分は1つを選ぶ

本、CD、DVD、ゲームなど、1店舗で複数の種類の古物を取扱う店舗が増えていますが、取扱い数量が一番多い商品に該当する区分を選択(メディアコンテンツの場合は、「書籍」または「道具類」)して古物営業の申請をします。

[古物法] 5条1項3号(許可の手続及び許可証)

#### ▼13 種類の古物

「美術品類」「衣類」「時計・宝 飾品類」「自動車」「自動二輪車及 び原動機付自転車」「自転車類」「写 真機類」「事務機器類」「機械工具 類」「道具類」「皮革・ゴム製品類」 「書籍」「金券類」

#### ▼都道府県公安委員会

都道府県公安委員会とは、民意を反映したかたちで警察行政が公平・中立な立場で行われるよう管理・監督する組織で、委員は知事などの任命により3~5人で構成されています。

交通規制、運転免許証交付、風 俗営業や古物営業を許可する権 限等が与えられています。

# 3種類の営業形態

古物営業は、営業する行為によって「古物商」「古物市場主」 「古物競りあっせん業」の3つに分けられています。加盟店の 大半の営業行為は「古物商」に該当します。

## **Section**

3

## ■古物商とは

古物の売買や交換を店舗や WEB サイトで行う事業者のことを「古物商」と呼びます。

## 【古物商許可が必要な行為】

- ・古物を買取って売る。
- ・古物を買取って修理等をして売る。
- ・古物を買取って使える部品等を売る。
- ・古物を委託売買して手数料を貰う。
- ・古物を別の物と交換する。
- ・古物を買取って貸し出しをする。
- ・国内で買った古物を国外に輸出して売る。
- ・上記の行為を WEB サイト上で行う。

### 【古物商許可が不要な行為】

- ・自分の物を売る。
- ・自分の物をオークションサイトに出品する。
- ・無償でもらった物を売る。
- ・相手から手数料等を取って回収した物を売る。
- ・自分が売った相手から売った物を買い戻す。
- ・自分が海外で買ったものを売る。
- ・中古品を売るのみで買取らない。

[古物法] 2条3項(定義)

# ▼自分の物

自分の物とは、自分で使っていた物、使うために買ったが未使用の物をいい、最初から転売目的で購入した物は含まれません。

#### ▼自分が海外で買ったもの

他の輸入業者が輸入したものを国内で買って売る場合は含まれません。

### ■古物市場主とは

古物商同士が所有している古物の売買や交換を行うための場所を 「古物市場」といい、取引手数料などを徴収して古物市場の運営を する事業者のことを古物市場主といいます。古物市場を開くために は公安委員会の許可が必要となります。

メディアコンテンツ関連の古物市場主には「東京都古書籍商業共同組合(千代田区)」、「大阪府古書籍商業協同組合(大阪市)」などがあります。

[古物法] 2条4項(定義)

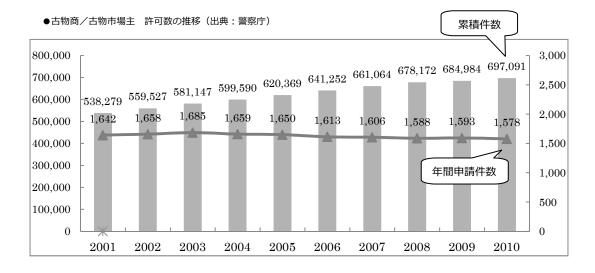
## ■古物競りあっせん業とは

「古物競りあっせん業者」とはインターネットオークションを営む者で、WEB サイトを開設し、出品者、入札者による競り形式で古物を落札する方法を提供して手数料などを徴収する事業者のことをいいます。

事業者自らは古物の「売買を行わない」、「売買に関与しない」、「売買の場を提供するだけ」ということで、古物商・古物市場主のように営業許可を取得する必要はなく、公安委員会へ「届出」をすることにより営業できます。

また、バナー広告等により収益を上げるなど、取引と連動せずに 対価を徴収する場合は「届出」の必要はありません。

[古物法] 2条5項(定義)



# 公安委員会の営業許可

古物商、古物市場主として古物の売買をするためには営業を開始する前に公安委員会の許可が必要となり、無許可営業には 罰則が適用されます。 Section

4

## 許可申請の窓口

古物営業の許可は都道府県ごとに必要となります。初めて許可申請を行う場合、古物商は店舗所在地、古物市場主は事業所がある所轄警察署を通して各都道府県の公安委員会に申請します。

その都道府県で最初に許可申請を行った所轄警察署を「<u>経由警察</u> 署」と言い、同一都道府県内で、その後の店舗新設、変更届などの 申請をする場合の総合窓口に原則としてなります。

同一都道府県内に同時に 2 店舗以上を出店する場合、いずれか 1 つの所轄警察署を経由警察署として選びます。

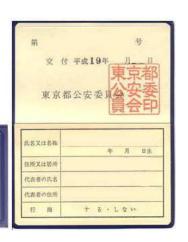
# ■無許可営業には罰則

古物商、古物市場主は、公安委員会に申請をし、許可を受けてからでないと営業を始めることはできません。

無許可で営業した者、又は不正な手段により許可を受けた者は、3 年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

また、「古物競りあっせん業者」は、営業を始めてから2週間以内に届出をしなければなりません。届出がなかった場合、又は届出に 虚偽の記載をした者は、20万円以下の罰金に処せられます。

[古物法] 31条1項1~2号、34条1項3号(罰則) [無許可営業] 懲役3年以下又は罰金100万円以下/許可取消し



古物商許可証

### ▼経由警察署

同一都道府県内に複数店舗を もつ事業者の場合、事業所所在 地、代表者の変更などの届出は、 店舗所在地の所轄警察署ごとで はなく、経由警察署1ヶ所で行え ます。

古物営業の許可は都道府県単 位で行われるため、経由警察署も 都道府県ごとに置かれます。

# 営業不許可と取消し

犯罪歴がある、日常生活における判断能力を欠くなど、古物 営業の許可が受けられない場合があります。また、古物営業法 などに違反した場合には、許可を取り消されることもあります。

## **Section**

5

## ■ 営業許可が下りない事由(欠格事由)

次のいずれかに該当している人は、「古物商」「古物市場主」の許可を受けることができません。

- (1)<u>成年被後見人</u>もしくは<u>被保佐人</u>、または破産者で<u>復権</u>を得ない もの。
- (2)以下の刑に処され、その執行を終わった日から5年を経過しない者。
  - ・禁錮以上または懲役の刑に処せられたもの。
  - ・古物営業法 31 条の規定する罪。

(無許可営業・許可の不正取得・名義貸し・営業停止命令)

- ・背任罪、遺失物等横領罪、盗品等運搬罪等を犯して罰金の刑に処せられた者。
- (3)住居の定まらない者。
- (4)古物営業法第24条により許可を取り消され、取消しの日から5年を経過しない者。
- (5)営業に関し成年者と同様に、単独で法律行為をなし得る地位、または資格の無い未成年者。
- (6)店舗、古物市場ごとに選任する管理者に、前記(1)~(5)の欠格事由に該当する者があるとき。
- (7)役員のうちに、前記(1)~(5)の欠格事由に該当する者がある 法人。

[古物法] 4条(許可の基準)

#### ▼成年被後見人

精神上の障害により判断能力 を欠く常況にある者で、家庭裁判 所の後見開始の審判を受けた者。

#### ▼被保佐人

精神上の障害により判断能力 が著しく不十分な状況にある者 で、家庭裁判所の保佐開始の審判 を受けた者。

#### ▼復権

一度失った権利を回復すること。従って、「破産者で復権を得ないもの」とは、破産によって課される種々の制限(=失った権利)を解除されていない人のことを指します。

#### ▼禁錮刑

受刑者を刑事施設に拘置する 刑罰で、懲役と違い刑務所での作 業を強制されない。

## ■ 許可の取消し・営業停止の事由

次のいずれかの事実が判明した場合には、古物商、古物市場主の許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられることがあります。

- (1)虚偽などの不正な手段により許可を受けた。
- (2)「営業許可が下りない事由」(Chapter 2 P.8) の(1)~(7)に掲げるいずれかに該当している。
- (3)許可を受けてから6ヶ月以上、古物営業の実態が存在しない。
- (4)3ヶ月以上所在不明である。
- (5)前記(1)~(4)以外に、古物営業法や関連法令などに違反したときは、許可の取消し、又は6ヶ月を超えない範囲で古物営業の停止を命ぜられることがあります。

[古物法] 6条(許可の取消し)、24条(営業の停止等)



古物営業法などに違反した場合には、許可を取り消されることもあります

# 営業許可の手続き

古物商、古物市場主として営業を行うためには、営業所在地の各都道府県にある公安委員会の許可が必要となり、許可証は都道府県ごとに1事業者に対して1枚発行されます。

Section

6

申請者が個人の場合は「本人」、法人の場合は「監査役を含めた役員全員」の略歴書、住民票などの添付書類が必要となります。

古物商と古物市場主では、添付書類の一部が異なり、古物市場主の場合は古物市場規約など市場の運営、参加者などに関する添付書類が必要となります。

また、店舗、古物市場ごとに選任する「管理者」に関する書類もあわせて必要となります。

# ■「古物商」の申請書類

・許可申請書 : 各2通

・添付書類: 申請日から3ヶ月以内のもの

書類内容	個 人	法 人 (全役員)	管理者 (本人)
許可申請書	3種類	4種類	×
法人の定款	×	0	×
法人の登記事項証明書	×	0	×
最近 5 年間の略歴書	0	0	0
住民票の写し ※1	0	0	0
誓約書	0	0	0
身分証明書	0	0	0
登記されていないことの証明書	0	0	0
URLの使用権限を疎明する資料 ※2	Δ	Δ	×

※1:個人の申請者/法人の役員が外国人の場合は「外国人登録証明書の写し」が必要。

※2:WEB サイトの開設、オークションサイトに店舗を出店して取引を行う場合に必要。

[古物法]第5条1項(許可の手続及び許可証)

[施行規則]第1条(許可の申請)

古物商申請時の添付書類は上記のほか、賃貸借契約書のコピーなど、申請する都道府県や所轄警察署によって法令で定めるものに追加して必要となる場合もあります。

#### ▼誓約書

古物営業法第4条(許可の基準)に記載してある欠格事由に該当しないことを誓約するもの。

#### ▼身分証明書

本籍地の市町村が発行する「禁 治産者(被後見人)、準禁治産者 (被保佐人)、破産者でないこと」 を証明するもので、各市区町村の 戸籍課等で扱っています。

### ▼登記されていないことの証

#### 明書

東京法務局が発行する「成年被 後見人・被保佐人に登記されてい ないこと」を証明するもの。

「身分証明書」と内容が重複しますが、後見登記制度は平成 12 年4月1日以降施行されたものであるため、今現在は、両方の証明書が必要となります。

下記の表は、各都道府県警察に確認した追加添付書類の一覧ですのでご参考にしてください。ただし、所轄警察署及び担当者により提出する書類が異なる場合もあります。必要な添付書類については申請時に必ずご確認ください。

都道府県	法令に定めるものに追加して必要な添付書類(2011 年 11 月現在)		
青森県	賃貸借契約書のコピー		
岩手県	賃貸借契約書のコピー(必要に応じて)/所轄によりその他の添付書類		
宮城県	賃貸借契約書のコピー/使用承諾書 ※1		
福井県	賃貸借契約書のコピー		
富山県	使用承諾書		
山梨県	賃貸借契約書のコピー又は使用承諾書/建物登記簿/周辺図/内部平面図		
千葉県	賃貸借契約書のコピー/使用承諾書/周辺図/内部平面図		
東京都	賃貸借契約書のコピー		
長野県	賃貸借契約書のコピー又は使用承諾書		
新潟県	賃貸借契約書のコピー又は使用承諾書又は仮契約書		
静岡県	賃貸借契約書のコピー/所轄によりその他の添付書類		
岐阜県	賃貸借契約書のコピー/使用承諾書		
滋賀県	賃貸借契約書のコピー		
京都府	使用承諾書		
奈良県	賃貸借契約書のコピー/使用承諾書		
和歌山県	賃貸借契約書のコピー		
大阪府	賃貸借契約書のコピー/所轄によりその他の添付書類		
兵庫県	賃貸借契約書のコピー/使用承諾書/周辺図		
鳥取県	賃貸借契約書のコピー又は使用承諾書		
岡山県	賃貸借契約書のコピー(必要に応じて)		
広島県	賃貸借契約書のコピー/使用承諾書		
香川県	賃貸借契約書のコピー/使用承諾書		
徳島県	使用承諾書等(必要に応じて)		
福岡県	賃貸借契約書のコピー/所轄によりその他の添付書類		
佐賀県	賃貸借契約書のコピー/使用承諾書/周辺図/内部平面図		
大分県	賃貸借契約書のコピー/使用承諾書/周辺図		
沖縄県	賃貸借契約書のコピー/使用承諾書/周辺図		
※以下、法令に定める添付書類のみで申請可能な都道府県			
北海道、秋田県、山形県、福島県、石川県、群馬県、埼玉県、栃木県、茨城県、神奈川県、愛知県、			

北海道、秋田県、山形県、福島県、石川県、群馬県、埼玉県、栃木県、茨城県、神奈川県、愛知県、三重県、島根県、山口県、高知県、愛媛県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

imes 1: 『使用承諾書』とは、家主から古物売買の営業所(店舗)として使用する承諾を受けていることを証明する書類です。

## 「古物市場主」の申請書類

・許可申請書 : 各2通

・添付書類 : 申請日から3ヶ月以内のもの

書類内容	個人	法人	管理者
許可申請書	3種類	4種類	×
法人の定款	×	0	×
法人の登記事項証明書	×	0	×
最近 5 年間の略歴書	0	0	0
住民票の写し ※1	0	0	0
誓約書	0	0	0
身分証明書	0	0	0
登記されていないことの証明書	0	0	0
市場開催場所の賃貸借契約書コピー ※2	Δ	Δ	×
古物市場規約	0	0	×
古物市場参集者名簿	0	0	×
古物商全員の許可証のコピー ※3	Δ	Δ	

※1:個人の申請者/法人の役員が外国人の場合は「外国人登録証明書の写し」が必要。

※2:都道府県によって必要な場合があります(自社ビル、持ち家の場合は不要)。

※3:都道府県によって必要な場合があります。

[古物法]第5条1項(許可の手続及び許可証)

[施行規則]第1条(許可の申請)

## ■管理者の選任

営業所(店舗)、古物市場ごとに、その業務を適正に実施するため の責任者として「管理者」を1人選任しなければなりません。

古物商、古物市場主の許可を受けた事業者は、選任した管理者が取り扱う古物が不正品であるかどうかを判断するため、国家公安委員会規則で定める知識、技術または経験を積ませるよう努力する義務があります。

## 【管理者に選任できない場合】

- ・遠方に居住している、申請店舗と勤務先が違うなど、申請した店 舗や古物市場で勤務できない者を管理者として選任することは 出来ません。
- ・複数店舗、複数の古物市場の管理者を兼務することは出来ません。
- ・未成年者や古物営業法に定められた欠格事由に該当する者 (Chapter2 P.8) は管理者になることは出来ません。

[古物法]13条1項~3項(管理者) [管理者選任義務違反] 営業停止

#### ▼古物市場規約

古物市場ごとに「開設場所」「開始・終了時間」「取引方法」「手数料比率」「参加資格」「入会方法」を定めたもの。

### ▼古物市場参集者名簿

古物商の「許可番号」「公安委員会名」「事業者名」「住所」が記載されているもので、掲載されている事業者全員が「古物商」で、許可証が「行商をする」になっていることが必要。

## ▼許可証のコピー

参集者名簿に記載されている 古物商全員のコピー。

# WEB サイト等の許可手続き

古物商が、WEB サイトや行商で取引を行う場合は、営業許可とあわせて申請するか、開始後に届出をしなければなりません。

Section

7

## ■ WEB サイトの届出手続き

古物商が、WEB サイトを利用して古物の取引を開始する場合には、その WEB サイトを使用する権限のあることを示す資料(プロバイダ等からの「URL 割り当て通知書の写し」など)を添えて、古物商の営業許可を受けている全ての公安委員会に届出をしなければいけません。

WEB サイトの届出手続きは古物商の許可申請時に行うことができますが、古物商の許可申請と同時に WEB サイトの届出をしなかった場合は、WEB サイト開設から 14 日以内に、同様の資料を添えて変更手続きをしなければいけません。

## 【届出が必要な行為】

- ・Web サイトでは取引を行っていない場合でも、Web サイト上に 商品リストなどを掲載し、メールや電話などで相手と対面せずに 取引を行う。
- ・事業者自身が WEB サイトを開設せず、他の事業者の WEB サイトにページの割り当てを受けて、自身のページを開設する。

  【例】楽天に出店してショップページを開設

### 【届出が不要な行為】

- ・WEB サイトに古物営業に関することが全く出ていない。
- ・WEB サイト上は告知のみで古物の売買は店頭でしか行わない。
- ・単発でオークションサイトに出品したり入札を行い、事業者固有 の URL を持たない。

[古物法] 5条1項6号(許可の手続及び許可証) [変更届出義務違反] 罰金10万円以下/営業停止

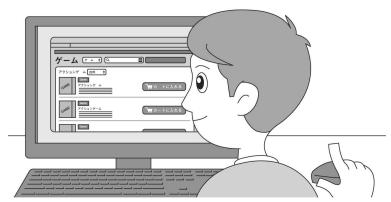
#### ▼全ての公安委員会

古物商によって届出をされた WEB サイトの URL などは、無許 可営業の WEB サイトを排除する 目的で、各都道府県の公安員会の WEB サイトに掲載されます。

従って、複数の都道府県にまたがって許可申請をしている場合は、その全ての都道府県の公安員会に届出を行う必要があります。

#### ▼他の事業者の WEB サイト

他の事業者に相乗りするかたちで WEB サイトでの取引を行う場合の届出資料は、他の事業者の「URL の割り当て通知書の写し」ではなく、他の事業者との WEB サイトの利用に関する契約書の写し、または、他の事業者が発行した WEB サイトの利用を許可する証明書になります。



WEB サイトで取引を行う場合は、営業許可とあわせて申請するか、開始後に届出をしなければなりません

## ■行商の届出

古物商やその従業員が、お店以外など古物商の許可申請をしていない場所で古物の売買などを行うことを「行商」といいます。

行商を行うためには、許可申請の際に申請書に「行商をする」という記入が必要になります。

最初に「行商をしない」で申請し、後に行商をする場合は、変更後 14 日以内に公安委員会へ届出をしなければなりません。

[変更届出義務違反] 罰金 10 万円以下/営業停止

行商で古物の買取りを行うことができるのは、古物市場で古物商 同士が行う場合、または出張買取りなど相手の住居で行う場合に限 られます。それ以外で行商する場所を「露店」といい、露店では販 売のみ行うことができ、買取りをすることはできません。

[古物法] 5条1項5号(許可の手続及び許可証)

[古物商の営業制限違反] 懲役1年以下又は罰金50万円以下/営業停止

# ■競り売りの届出

古物商が、古物市場以外の場所で「競り売り(オークション販売)」を行う場合には、その3日前までに競り売りを行う日時と場所を、管轄する所轄警察署を通じて公安委員会に届出なければなりません。

また、古物商がインターネットで競り売りを行う場合には、その3日前までに開催日時とサイトのURLを、売却する古物を取り扱う店舗のある所轄警察署を通じて公安委員会に届出なければなりません。

[古物法] 10条1・2項 (競り売りの届出)、11条1項 (許可証等の携帯等) [施行規則] 8条1項・3項 (競り売りの届出)

[競り売り届出義務違反] 罰金 20 万円以下/営業停止

### ▼競り売り

自分が主体となり、複数の買手 に価格の競争をさせて取引を行 う販売形態をさします。

いわゆるネットオークション の事業者は自分で出品する訳で はないので「古物競りあっせん業 者」と呼ばれ、競り売りと区別さ れます。

# 店舗新設の手続き

店舗を新設するとき、既存の店舗と同一の都道府県に新設する場合と、他の都道府県に新設する場合とでは、手続きが異なります。

Section

8

## ■ 同一都道府県に新設する場合

既存店舗がある都道府県内に新設する場合は、「変更届」によって 「店舗(事業所)の新設」の届出を行います。届出は、経由警察署 または、出店予定の店舗所在地の所轄警察署のいずれかを経由して 公安委員会に行います。

届出期限は店舗新設のあった日から 14 日以内となります。また、登記事項証明書の添付が必要となる場合は、届出期限が 20 日以内となります。

[古物法] 7条1項(変更の届出)

[施行規則] 5条3項(変更の届出及び許可証の書換えの申請)

[変更届出義務違反] 罰金 10 万円以下/営業停止

## ■他の都道府県に新設する場合

既存店舗がある都道府県以外に新設する場合は、改めて古物商の 許可申請を行う必要があります。

出店予定の店舗所在地の所轄警察署に許可申請を行い、その都道 府県の公安委員会の許可を受けます。申請を行った所轄警察署がそ の都道府県における「経由警察署」となり、同一都道府県内で、そ の後の店舗新設、変更届などの申請をする場合の総合窓口に原則と してなります。

[古物法] 3条1項(許可)

「施行規則] 1条2項(許可の申請)

[無許可営業] 懲役 3 年以下又は罰金 100 万円以下/許可取消し

# 営業内容変更の手続き

許可申請に記載した内容に変更が生じた場合は、14 日以内に変更の届出を行う必要があります。

**Section** 

9

# ■ 変更届が必要な事項

下記、【変更届一覧表】のいずれかに該当する場合は、14 日以内に、「変更届」を提出しなければなりません。ただし、登記事項証明書の添付が必要となる場合は、届出期限は20 日以内となります。

また、変更事項が許可証の記載事項に該当するときは、<u>許可証の</u> 書換申請が必要となります。

なお、店舗新設の手続き (Chapter2 P.15) においても解説した通り、下記以外に、同一都道府県内に店舗を新設する場合も「変更届」を提出する必要があります。

#### ▼許可証の書換申請

変更する事由が「氏名(法人名称)」「住所(法人住所)」「法人代表者」「行商」に該当する場合、許可証の内容を書き換える必要があるため、「変更届」とあわせて許可証の「書換申請」の手続きを行う必要があります。

### 【変更届 一覧表】

		提出	書類	
	変更の事由		書換	※届出先
			申請書	
個	氏名の変更	0	0	
人	住所 (居所)	0	0	   各都道府県の経由警察署に届出をすることで手
	名称の変更	0	0	続きが完了します。
	住所の変更	0	0	1900 23 70 3 0 00 7 8
法	代表者の交代及び氏名・住所の変更	0	0	
人	役員の交代及び増減	0	×	複数の都道府県にまたがって営業している場合
	役員の氏名・住所の変更	0	×	でも、いずれか1ヶ所の都道府県の経由警察署に 届出をすることで手続きが完了します。
	店舗(事業所)の名称変更	0	×	
	店舗(事業所)の住所変更	0	×	各都道府県の経由警察署か所轄警察署に届出を
取扱う古物の区分の追加・変更	取扱う古物の区分の追加・変更	0	×	することで手続きが完了します。
共	管理者の交代及び氏名・住所の変更	0	×	
通	WEB サイトの新設	0	×	タ初党のほの奴内敵宛要に民山もオファレッチ
	WEB サイト URL の追加・変更	0	×	各都道府県の経由警察署に届出をすることで手     続きが完了します。
	「行商」実施の有無の変更	0	0	がには、元」しより。

# 防犯三大義務 本人確認

古物営業法では、盗品の流通を防止するための三大義務の一つとして、運転免許証、健康保険証などによる取引相手の本人確認が義務づけられています。

**Section** 

10

古物商、古物市場主は、古物の買取りなどを行う場合は、免除事由 (Chapter2 P.22) に該当するものを除いて、次のいずれかの方法によって、買取相手の本人確認をする必要があります。

書籍、CD、DVD、ゲームなどのメディアコンテンツ商品については、買取り金額にかかわらず、全ての買取相手の本人確認をする必要があります。

[古物法]15条1・2項(確認等及び申告)

[施行規則]15条(確認の方法等)

[確認等義務違反] 懲役 6 月以下又は罰金 30 万円以下/営業停止

# ■証明書等による確認

身分証明書、運転免許証、健康保険証等(Chapter1 P.8)により、 買取相手の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければいけません。

## ■ 非対面取引における確認

WEB サイト、電話、FAX 等を利用して買取相手と対面しないで古物の買取り等を行う場合は、次のいずれかの方法により本人確認を行う必要があります。買取相手から、単に古物と一緒に免許証の写しを同封するなどの方法で買取りを行う業者も多く見られますが、違法となりますので正しい手順で確認してください。

- (1)相手から電子署名を行ったメールの送信をうける方法。
- (2)相手から印鑑登録証明書及び登録した印鑑を押印した書面の 送付を受ける方法。

【例】品物と一緒に、押印した申込書、押印した印の印鑑登録証明書を送付しても らう。

#### ▼電子署名

「電子署名」とは、インターネット上の文書の作成者が確かに本人であることを暗号化等の措置により確認する方法で、紙の書類でのサインや印鑑に相当するものです。

電子署名は、法律に定められた 認定認証事業者が承認したもの でなければなりません。

- (3)相手に対して本人限定受取郵便等を送付して、その到達を確かめる方法。
  - 【例】申込書と品物を送ってもらったら、相手に、本人限定受取郵便で見積書を送付し、受け取った相手からメールや電話で連絡してもらう。
- (4)相手に対して本人限定受取郵便等により古物の代金を送付する契約を結ぶこと。
  - 【例】代金の支払を本人限定郵便の現金書留で行う
- (5)相手から住民票の写し等の送付を受け、そこに記載された住所 宛に簡易書留等を転送しない取扱いで送付して、その到達を確 かめること。
  - 【例】住民票と品物を送ってもらったら転送しない取り扱いで簡易書留で見積書を送り、その連絡をもらう。
- (6)相手から住民票の写し等の送付を受けて、そこに記載された本人の名義の預貯金口座に古物の代金を入金する契約を結ぶこと。
  - 【例】住民票と品物を送ってもらったら、住民票と同じ名前の口座に代金を振り込む。
- (7)相手から本人確認書類(運転免許証、国民健康保険者証等)の コピーの送付を受け、そこに記載された住所宛に簡易書留等を 転送しない取扱いで送付して、その到達を確かめ、あわせてそ のコピーに記載された本人名義の預貯金口座等に代金を入金 する契約を結ぶこと。
  - 【例】免許証のコピーと品物を送ってもらい、見積書を転送しない扱いで簡易書 留で送り、相手から連絡をもらって、その名義の口座に代金を振り込む。
- (8) ID とパスワードの送信を受けること等により、相手方の真偽 を確認するための措置を既に取っていることを確かめること。 【例】ホームページ上で取引を行う場合で、上記(1)~(7)の確認をとった相手に
  - 「ID とパスワード」を付与し、2回目以降、同じ人物からの申し込みに際 しては、ホームページ上から ID・パスワードを入力することによって確認 し、会員ページにアクセスできるようにする。

#### ▼本人限定受取郵便

郵便物等に記載された受取人本人に限り、郵便物等を配送する郵便。同様の内容であれば、佐川急便などが行っている信書便事業者によるサービスでも良い。

自宅への配送時、または窓口受 取の際に、本人確認書類(免許証 等)の提示が必要となり、宛名に 配送したことを証明する「簡易書 留」とは異なります。

### ▼簡易書留等

簡易書留、書留が該当します。 また、宅配便については、配達先 の相手から受領印をもらい、記録 の残るものであれば該当します。

従って、宅配ボックスやポストへの投げ込みや、配達先の隣人に 預けてその受領印をもらう場合 は該当しません。

#### ▼転送しない取扱い

差出人が指定した送付先と異なる場所に送付する取扱いをしないことをいいます。

この「転送しない取扱い」が求められるのは、受取人により他の場所に転送する手続を取られてしまうことにより、買取相手の住所(居所)が確認できないことを未然に防止するためです。

### ▼ID とパスワード

「ID」「パスワード」とは、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、第2条第3項に規定する「識別符号」のこと指します。

これは、①相手方ごとに違うもの(ID)で、②その相手方以外に用いることができないもの(パスワード)が必要です。

# 防犯三大義務 取引の記録

古物営業法では、盗品の流通を防止するための三大義務の1 つとして、買取りを行ったときに、買取った日付、商品の特徴 などを記録し、3年間保存することが義務づけられています。 Section

11

古物商、古物市場主は、古物の買取りなどを行う場合は、免除事由 (Chapter 2 P.22) に該当するものを除いて、次のいずれかの方法により、定められた事項を記録、保存する必要があります。

書籍、CD、DVD、ゲームなどのメディアコンテンツ商品については、買取り金額にかかわらず、原則として全ての商品の取引を記録、保存する必要があります。ただし、書籍については(Chapter 2 P.20)の通り代表記載が認められています。

当団体では警察庁と協力して、万引や盗品の流通防止に努めるため、「会員制 POS システム」による記録と保存を推奨しています。 会員制 POS システムの導入により、同一人物からの同一複数商品の 買取り防止や、保存書類の省スペース化を図ることができます。

「古物法] 16条、18条(帳簿等への記載等)

[施行規則] 17条(帳簿等) 19条(電磁的方法による保存に係る基準) [帳簿等記載等義務違反] 懲役6月以下又は罰金30万円以下/営業停止 [帳簿等備付け等義務違反] 懲役6月以下又は罰金30万円以下/営業停止

## ■ 記録すべき事項

ゲームソフト全般、あるいは CD、DVD などの光学的方法により音、映像を記録したものについては、1 商品ごとに品目、特徴などを記録する必要がありますが、本・雑誌・マンガなど「書籍」についてはまとめて記録する代表記載が認められています。以下、法律上定められた記載項目になります。

- (1)買取った年月日
- (2)古物の品目、数量
- (3)古物の特徴
- (4)相手の方の「住所」「氏名」「職業」「年齢(生年月日)」
- (5)相手の方の住所・氏名などを確認した際の身分証見書の種類

### ▼古物の品目

「書籍」「CD」「DVD」「ゲーム ソフト」「ゲーム機」など、品物 の種類を指します。

### ▼古物の特徴

「マリオカート(DS)」、「ウイニングサッカーイレブン(PSP)」など、商品名/作品名/機種を指します。

ハードの場合、機種とシリアル 番号を指します。

### 【「書籍」代表記載の例】

- ・主な書籍1点の名称を明記し、他は冊数のみを記録。
- →「ドラゴンボールほか 10 冊」
- ・ジャンルごとに冊数を記録。
  - →「コミック○○冊、文庫○○冊、写真集○○冊」

# ■ 記録の方法

次のいずれかの方法により記録します。

- (1)帳簿(古物法施行規則第17条第1項に定める様式)
- (2)帳簿に準ずる書類(買取り伝票など)
- (3)電磁的な方法 (POS システムなど)

## ■ 記録の保存期間など

買取りの記録は、買取りを行った店舗で 3 年間保存しなければならず、本部等に一括して保存することは認められていません。

ただし、POS システムなどの記録データを本部で一括して管理している場合は、警察官などから要請があったときに、店舗で直ちに取引記録をプリンタで出力することができれば、必ずしも店舗に取引記録を保存しておく必要はありません。



買取りの記録をデータ保存している場合には、店頭で直ちにプリントできるようにしてお く必要があります

#### ▼帳簿に準ずる書類

「記録すべき事項」の全てが買取りごとに記載され、かつ買取り順に整理されていることが必要です。

# 防犯三大義務 不正品の申告

古物営業法では、盗品の流通を防止するための三大義務の一つとして、古物に不正品の疑いがあると思われるときは、ただちに警察官に申告することが義務づけられています。

**Section** 

12

# ■申告の時期

不正品の疑いがあると思われる時は、買取りや販売を取りやめ、「ただちに」申告する義務があるため、できるだけ早く通報します。 そのまま保管等をすると、不正品申告義務に違反します。

# ■申告先

少しでもおかしいと感じたら、所轄警察署に通報してください。 また、緊急時にはためらわずに「110番」通報をしてください。

# ■申告の方法

不正品の疑いがあるものが持ち込まれた場合には、スタッフ同士 で予め合図などを決めておき、相手にわからないように電話で通報 するのが効果的です。

また、買取り後に不正品の疑いを持った場合でも、所轄警察に申告を行い、その真偽を確認する必要があります。

[古物法]15条第3項(確認等及び申告) [不正品申告義務違反] 営業停止



不正品の疑いがあるときは、直ちに警察に連絡しなければいけません

# 本人確認と記録の免除

原則として古物の買取り等を行う場合は、「本人確認」「記録と保存」が義務づけられていますが、買取り金額の総額が1万円未満の場合は、例外的に免除されています。

1回の買取り金額の総額が、1万円未満の場合は、例外的に買取相手の「本人確認」と買取った商品の「記録と保存」が免除されています。しかし、書籍、CD、DVD、ゲームなどのメディアコンテンツ商品といった一部の商品は免除されていません。

また、販売に関しては原則として「本人確認」「記録と保存」は免除されています。ただし、美術品など一部の商品については「記録と保存」が必要です。

[施行規則]第16条(確認等を免除する古物等)

# ■「本人確認」「記録・保存」の義務と免除

	売買する古物の種類	買取り時		売却時
	) O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	本人確認	記録·保存	記録·保存
1	下記を除く全ての商品	0	0	×
万	美術品類	0	0	0
円	時計・宝飾品類	0	0	0
以	自動車(部品含む)	0	0	0
上	オートバイ(部品含む)※1	0	0	0
	下記を除く全ての商品	×	×	×
1	書籍	0	0	×
万	CD、DVD、BD	0	0	×
円	ゲームソフト	0	0	×
未	オートバイ ※1	0	0	0
満	オートバイの部品のうちフレーム、ハンド			
	ル、エンジン、タイヤ等(ねじ、ボルト、	0	0	×
	ナット、コード等を除く)※ 2			

※1:自動二輪車、原動機付自転車を指します。

※2:ねじ、ボルト、ナット、コード等については、「1万円未満」の場合、本人確認と 記録・保存の義務はありません。

# Section

13

#### ▼買取り金額の総額

1品ごとの金額ではなく、1回 の買取り総額によって免除され るかが決まります。

買取り金額の総額が1万円を超え、本人確認義務などを逃れるため、ことさら「小分け」にして売却する者は、不正品申告の対象となります。

また店舗が、意図的に伝票など を小分けにして、本人確認義務な どを怠った場合は、罰則の対象と なります。

# 標識、許可証のルール

古物営業のルール違反などの防止と無許可営業を排除するため、「許可標識の掲示」「許可証の携帯」「許可証の返納」が定められています。

Section

14

## ■標識の掲示

古物商、古物市場主は、店舗や露店(Chapter2 P.14)、古物市場の見えやすい場所に、古物営業の許可を受けていることを示す「標識」を掲げる必要があります。

[古物法] 12条1項(標識の掲示等)

[標識掲示義務違反] 罰金 10 万円以下/営業停止



標識の例(提供:東京都古物商防犯協力会連合会)

## ■ WEB サイトでの表示

古物商は、WEB サイトを利用して取引を行う場合は、氏名または法人名称」、許可を受けた全ての「公安委員会の名称」、「許可証の番号」を表示する必要があります。

表示は、原則として取り扱う古物に関する事項(商品名、金額、 買取り方法など)が掲載されている全てのページにする必要があり ます。

ただし、表示義務がある内容を、トップページに記載する方法と、 特定ページにまとめて記載し、トップページに「古物営業法の規定 に基づく表示はこちら」などとしてリンクを設定する方法も認めら れています。

「古物法 | 第12条2項 (標識の掲示等)

[標識掲示義務違反] 罰金 10 万円以下/営業停止

### ■許可証の携帯

古物商が行商(Chapter2 P.14)を行うときには、許可証を携帯しなければならず、従業員に行商を行わせるときには、決められた様式による「行商従業者証」を古物商が作成し、携帯させなければなりません。

競り売り(Chapter2 P.14)の場合も同様に、許可証の携帯が義務付けられています。

また、露店(Chapter2 P.14)を出す場合には、許可証の携帯とあわせて許可標識を掲示しなければなりません。

[古物法] 11条1項・2項(許可証等の携帯等)

[許可証携帯等義務違反] 罰金 10 万円以下/営業停止



古物商の氏名 又 は 名 称		
古物商の住所 又 は 居 所		
許可証書号	東京都公安委員会 第	#
主として取り扱う 古物の区分		

行商従業者証の例(提供:東京都古物商防犯協力会連合会)

## ■ 許可証の返納

次にあげる返納事由が生じた場合は、原則として許可を受けた本人又は法人(本人の死亡時は親族等/会社合併時等は存続企業)が、その日から 10 日以内に経由警察署を通じて交付を受けた公安委員会に許可証を返納しなければなりません。

- (1)古物営業を廃止したとき。
- (2)許可を取り消されたとき。
- (3)許可証の再交付後、紛失していた許可証が出てきたとき。
- (4)6ヶ月以上営業しないとき。※
  - ・許可を受けて6ヶ月以上経っても営業を開始しない。
  - ・6ヶ月以上にわたって営業を休止している。
- (5)営業内容が古物営業に該当しなくなったとき。※
  - ・古物を売却するのみ、又は自己売却品の買い戻しのみとなった。
- (6)許可を受けている個人(本人)が死亡した場合。
- (7)許可を受けている法人が、合併により消滅した場合。
  - ※(4)、(5)の場合は、廃業手続きをとってから許可証を返納する必要があります。

[古物法] 8条1項(許可証の返納等)

[施行規則] 7条(許可証の返納)

[許可証返納義務違反] 罰金 10 万円以下/営業停止

### ▼営業しないとき

店が閉店状態にあることを 言い、古物の取引の有無では ありません。

### ▼法人の消滅

この場合、許可証の返納は、 合併後存続し、または合併に より設立した法人代表者が行 う義務があります。

# 営業制限・禁止事項

盗品など不正品の流入を防止するため、古物営業を行う場所は制限されており、また古物商、古物市場主は名義を貸し借りすることが禁止されています。

Section

15

## ■営業の制限

古物商は、自己の営業所(店舗)または取引の相手方の住所、居所 以外の場所で古物の売買等を行うことは出来ません。

また、古物市場においては、古物商間でなければ古物の売買等を行うことは出来ません。

なお、次にあげるような店舗以外の場所で、古物の売買等を行うためには、行商を行う旨を許可申請書に記載するか、許可後に改めて届出が必要になります。

- ・取引の相手方の住所、居所において行う古物の売買等
- ・古物市場において古物商間で行う古物の売買等
- ・展示即売会などにおける古物の売却

[古物法] 14条(営業の制限)

[古物商の営業制限違反] 懲役1年以下又は罰金50万円以下/営業停止 「古物市場での取引制限違反] 懲役6月以下又は罰金30万円以下/営業停止

## 名義貸しの禁止

古物商または古物市場主が、自己の名義を貸して他人に古物営業を行わせる、いわゆる「名義貸し」は禁止されています。

たとえば、自社の中古部門を子会社として独立させ、引き続き子会社に親会社名義の許可で営業を続けさせることも名義貸し違反となります。この場合、子会社は無許可営業となります。

[古物法] 9条(名義貸しの禁止)

[名義貸し] 懲役3年以下又は罰金100万円以下/許可取消し

# 警察への協力義務

古物商、古物市場主は、警察による「品触れ」、「差止め」に応じて盗品などの発見に協力し、警察職員による「立入り調査」に協力することが義務付けられています。

Section

16

# ■品触れ

警察本部長等は、盗品などの発見のために必要と認めるときは、 古物商または古物市場主に対して窃盗事件などの被害品を書面で通知し、これに該当する古物の届出を求めることができます。これを 「品触れ」といい、通知された書面のことを「品触書」といいます。 品触書を受け取った時は、その品触書に受け取った日付を記載し、 その日から6ヶ月間保存しなければなりません。

また、品触書に記載されている被害品が持ち込まれたり、所持していた場合は、ただちに警察に届けなければなりません。

[古物法] 19条 (品触れ)

[品触書保存等義務違反] 懲役6月以下又は罰金30万円以下/営業停止 [品触れ相当品届出義務違反] 懲役6月以下又は罰金30万円以下/営業停止

# ■ 差止め(保管命令)

警察本部長等は、古物商、古物市場主に対し盗品等の疑いがある 古物については、30日以内の期間を定めて、その古物の保管を命ず ることができます。これを「差止め」といいます。

差止めを受けた古物は販売することは出来ず、委託を受けた古物であった場合には持ち主に返すことは出来ません。

[古物法] 21条 (差止め)

[差止め物品保管義務違反] 懲役6月以下又は罰金30万円以下/営業停止

## ■立入り調査

警察職員は必要があると認めるときは、営業時間中に古物商の店舗、古物の保管場所、古物市場等に立ち入り、古物および帳簿などを検査し関係者に質問することが出来ます。

また、警察本部長等は、必要があると認めるときは、古物商等から盗品等に関し報告を求めることが出来ます。

[古物法] 22条(立入り及び調査)

[立入り等の拒否等] 罰金 10 万円以下/営業停止

# 行政処分となる営業行為

古物営業法では行政処分について、「許可の取消し」「営業の 停止」「指示」の3種類を定めています。 Section

17

# ■許可の取消し

次のような場合に、古物商、古物市場主は、許可取消しの処分を受けることがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けた。
- (2) 許可の欠格事由 (Chapter 2 P.8) のいずれかに該当している。
- (3) 許可を受けてから6ヶ月以内に営業を開始せず、又は引き続き6ヶ月以上営業を休止し、現に営業を営んでいない。
- (4) 3ヶ月以上古物商本人の所在が不明。
- (5) 古物営業法等に違反する行為をした。
- (6) 公安委員会の処分に違反した。

[古物法] 6条(許可の取消し)、24条(営業の停止等)

### ■営業の停止

古物商、古物市場主またはその従業員等が上記 (5)(6)に該当する行為を行い、盗品等の売買防止や速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められたときは、6 ヶ月以内の営業停止の処分を受けることがあります。

[古物法] 24条(営業の停止等)

### ■指示

古物商、古物市場主またはその従業員等が古物営業法等に違反する行為を行い、盗品等の売買防止や速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められたときは、適正な業務を行なうために公安委員会が必要な措置をとるよう文書によって指示することがあります。指示に従わない場合は、営業停止処分等を受けます。

[古物法] 23条(指示)

# ■ 行政処分の手続き

「許可取消し」「営業停止」については、事前に<u>聴聞</u>が行われ、口 頭で弁明や意見を言う機会が与えられます。

「指示」については、処分前に文書で弁明する機会が与えられ、 それを踏まえた上で指示が行われます。

[古物法] 25条 (聴聞の特例)

## ▼聴聞(ちょうもん)

行政機関が行政処分を行う場合、処分の対象となる者に、どのような事実を処分の根拠としているのかを示し、それに対して口頭による意見陳述、質問などの機会を与えることをいいます。

# 盗品等の返還義務

古物商が入手した古物が、盗品又は遺失品だった場合、被害者等からの請求があった際には、法に定められた期間内は返還する義務があります。

# **Section**

18

# ■ 古物が盗品又は遺失品だった場合の返還義務

入手した古物が盗品又は遺失品だった場合、被害者等から請求が あった際には、下表の通り返還義務があります。

[民法] 193条、194条(盗品又は遺失物の回復:特例事項) [古物法] 20条(盗品及び遺失物の回復)

古物の入手元	※無償/有償 (被害者の支払義務)	期間 (盗難・遺失時から)
業者ではない一般のお客様などか ら入手	無償	2年間
一般のお店などで入手(競売以外)	無償	1年間
競売で入手	有償	2 年間

※無償:被害者が古物商に対し、買取代金に相当する対価の支払いをすることなく、被害品の返還を受けることができます。

※有償:被害者が古物商に対し、買取代金に相当する対価の支払いをして、被害品の返還を受けることができます。

## ▼競売(けいばい)

ここでいう「競売」とは、民事 執行法に基づき裁判所等の公的 機関が行うものを指します。

# 青少年健全育成条例

青少年(18歳未満)から古物を買取ることは、各都道府県の 青少年健全育成条令などによって原則禁止されています。ただ し、買取る場合の例外規定が設けられています。 **Section** 

19

# ■ 青少年からの買取りは原則禁止

たとえば、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」15条2項では、「古物商は、青少年(18歳未満の者)から古物を買い受けてはならない」とされています。同様に各都道府県の条例で青少年からの古物の買取りは、原則禁止されています。

# ■青少年からの買取りの例外規定

各都道府県の青少年健全育成条例などでは、次の場合には例外規 定として、青少年からの古物の買取りを認めています。

- (1)保護者の委託を受けた場合。
- (2)保護者の同行もしくは同意がある場合。

ただし、「原則的には禁止」されているため、青少年からの買取りについては慎重に行う必要があります。そこで当団体では、保護者の同意方法などについて自主ルール「書籍等のメディアコンテンツに係る古物ルール」(Chapter1 P.4,5)を定めています。



# 著作権法

書籍、CD、DVD、ゲームのレンタルを行うには著作権者の許諾が必要となります。「古物の売買行為」が「疑似レンタル行為」とみなされることがあるため注意が必要です。

Section

20

次にあげる売買等の行為はレンタルとみなされ「<u>疑似レンタル行</u> 為」にあたります。

レンタルを行うには、著作権者の許諾が必要となり書籍、CD、DVD 等については使用料の支払いが必要です。また、ゲームについては、現状、許諾されていないので違法となります。

かいもどしとくやくつきじょうと

## ■ 買 戻特約付譲渡方式

次にあげる例のように、一定期間内であればレンタル料に相当する金額で買い戻すことを約束して売買を行う場合。

- ・「○日以内ならいくらで買い取る」と設定して、販売価格と買取 価格の差額を事実上のレンタル料とする場合。
- ・最初に売った時に代金は受取らず、一定期間内の返品を求め、返 品の際にレンタル料に相当する代金を支払わせる場合。

## ■ 下取り方式

商品 A を販売した後、商品 A を購入したお客様が商品 B を購入する際に、商品 A を一定額引いた価格で下取る場合。

### ■ 割賦販売方式

分割払いという名目で一部分の金額を受取って商品を渡し、一定 の期間は返品自由とする場合。

### ■共同購入方式

会員による共同購入の名目で、事実上は事業者が購入したものを 希望する会員に順次まわして使用させる場合。

### ■ 試聴方式

試し読み、試し聴き、試し見などの名目で商品を渡し、試聴料などを受取る場合。

#### ▼疑似レンタル行為

#### ■「ソフマップ事件」

昭和61年に、コナミ、ハドソン等のメーカーがソフマップに対し、パソコン用ゲームソフトの中古販売が擬似レンタル行為(「買戻特約付譲渡方式」に当るものとし、東京地裁に対して使用差止めの仮処分申請を行いました。

申請は認められ、東京地裁から ソフマップに対し擬似レンタル 行為の中止命令が下っています。

# 個人情報保護法

古物営業の本人確認と記録保存により、必然的に個人情報を 入手することになり、個人情報取扱事業者としての義務が課せ られます。違反すると罰則などが適用されます。

# Section

21

## ■個人情報保護法とは

個人情報に関して本人の権利や利益を保護するため、個人情報を取り扱う事業者等に一定の義務を課す法律です。一定以上の件数の個人情報を保有する事業者に対しては、取得や保存、利用に関する義務や違反時の罰則などが定められています。

## ■個人情報取扱事業者とは

過去 6 ヶ月の間に、5000 人を超える個人情報を、紙媒体、電子 媒体を問わず、データベース化して事業に利用している事業者が該 当します。

よって、事業を行っていない一般人、または 5000 人以下の個人 情報を事業に利用している事業者は、個人情報保護法上の義務は課 せられません。

## ■ 個人情報の取扱いに関する義務

### (1)個人情報を利用する目的を明確にする

- ・個人情報を取扱うときは、利用目的を出来る限り明確にする。
- ・決められた利用目的以外に個人情報を利用しない。

## (2)個人情報の適正な取得と本人に利用目的を明らかにする

- ・虚偽やその他の不正な手段によらず、適正な方法で個人情報を取得する。
- ・個人情報を取得したときは、本人に速やかに利用目的を通知また は公表する。また、直接本人から、書面への記入やユーザー入力 画面による打ち込みなどで個人情報を取得するときは、あらかじ め本人に利用目的を明らかにする。

#### (3)個人情報を正確な内容にしておく

・利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内 容に保つよう努める。

#### ▼個人情報

生存する個人に関する情報で、 氏名や生年月日その他、記述等に より特定の個人を識別すること が出来るものを指します。

なお、他の情報と容易に照合でき、特定の個人を識別することが 出来るものも含まれます。

## (4)個人情報を安全に管理する

- ・個人データの漏えいや破損、消失を防ぐため、適切な安全管理を 行う。
- ・従業者に対し、個人データの管理について適切な監督を行う。
- ・個人データの取扱いを他の事業者に委託する際は、委託先に適切 な監督を行う。

## (5)一定の場合以外に第三者に個人情報を提供しない

・あらかじめ本人の同意を得ずに、他の事業者などの第三者に個人 データを提供しない。なお、一定の条件に合致する場合には、本 人の同意を得ずに第三者に提供することも可能。

## (6)開示・訂正・利用停止等

- ・保有している個人データの利用目的、開示等に必要な手続、苦情 の申し出先等について、本人にわかるようにする。
- ・保有している個人データの内容に誤りがある場合には、本人から の求めに応じて、訂正、追加、削除を行う。
- ・保有している個人データを不適正に取り扱っている場合には、本 人からの求めに応じて、利用の停止、消去を行う。

## (7)苦情の処理

- ・本人から苦情などの申し出があった場合には、適切かつ迅速な処 理を行うよう努める。
- ・本人からの苦情を適切かつ迅速に処理するため、苦情受付窓口の 設置、処理の手順を決めるなど、必要な体制を整える。

# 電気用品安全法

電気用品安全法は、電気製品が原因の火災、感電から消費者を守るため2001年4月1日に施行された法律です。同年以降発売の電気製品には「PSEマーク」が付いています。

Section

22

2001 年4月1日以前に発売されたテレビゲーム機、AC アダプターには、PSE マークがついておらず、対象商品の買取りと販売を中止するか、店舗で対象商品の安全性を自主検査し、PSE マークを発行して買取りと販売を継続するか、いずれかの方法をとる必要があります。

## ■ PSE マークがないテレビゲーム機

対象となっているテレビゲーム機は、ACアダプターを介さず、電源を直接コンセントに差し込むもの。

ゲーム機	発売元	発売日
PC-FX	NEC	1994年
サターン	セガ	1994年
ドリームキャスト	セガ	1998年
レーザーアクティブ	パイオニア	1993 年
3DO	松下電器ほか	1994年
プレイステーション	SCE	1994年
プレイステーション2 ※	SCE	2000年

<sup>※</sup>型番が SCPH-10000、15000、18000、35000GT の一部には PSE マークがついていません。

# ■ PSE マークがないテレビゲーム機の AC アダプター

テレビゲーム機本体は対象外で、その AC アダプターが対象となっています。

ゲーム機	発売元	発売日
ファミリーコンピュータ	任天堂	1983年
スーパーファミコン	任天堂	1990年
NINNTEDO 64	任天堂	1996年
PC エンジン SG、DUO	NEC	1989年
CD-ROM 2	NEC	1991年
メガドライブ	セガ	1988年
ネオジオ	SNK	2000年

#### ▼PSE マーク

国内で製造、輸入、販売される電気製品は、電気用品安全法に基づいて申請・検査され、安全基準を満たしている必要があり、一定の基準を満たした製品に付けられるのが PSE マークです。

特に安全性が求められる特定 電気用品用のマーク(菱形)とそ れ以外のマーク(丸型)がありま す。





# 特定商取引法

自宅に押しかけ貴金属等を強引に買取るといった被害から消費者を守るため、「訪問購入」に関する規制を加えて特定商取引法が改正され、2013年2月21日に施行されました。

特定商取引法の改正により、適用除外となる商品や取引態様を除き、原則全ての訪問購入(買取り)について、新たに以下の規制がかかることになりました。

## ■主な規制内容

# (1)不招請勧誘の禁止

- ・飛び込みによる訪問購入(買取り)の勧誘は禁止となります。
- ・消費者から「査定」の依頼があった商品以外の勧誘はできません。

# (2)勧誘目的の明示など

- ・勧誘に先立って、事業者名や勧誘する物品の種類などを明示しな ければなりません。
- ・消費者から勧誘の要請を受けて訪問した場合でも、まず消費者に 勧誘を受ける意思があるか再度確認しなければなりません。

## (3)再勧誘の禁止

・一度取引を断った消費者への再勧誘は禁止されています。

### (4)書面の交付義務

・物品の種類や特徴、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフ に関する事項等が記載された書面を交付しなければなりません。

### (5)引渡しの拒絶

- ・消費者はクーリング・オフ期間中(上記(4)の書面交付から8日以内)、物品の引渡しを拒むことができます。
- ・消費者に迷惑をかけるような方法等で、同期間内に引渡しをさせること等も禁止されています。

### (6)クーリング・オフ

・上記(4)の書面交付から8日以内であれば、売主である消費者は

## **Section**

23

#### ▼特定商取引法

特定商取引法(旧称「訪問販売 法(訪問販売等に関する法律)」) は、訪問販売や通信販売等、消費 者トラブルを生じやすい取引類 型を対象に、事業者が守るべきル ールと、クーリング・オフ等の消 費者を守るルールを定めていま す。

事業者による違法・悪質な勧誘 行為等を防止し、消費者の利益を 守るための法律です。

無条件で契約申込みの撤回や、契約の解除が可能となります。

## (7)第三者へ物品を引渡す際の通知義務

- ・クーリング・オフ期間中に第三者へ物品を引渡す場合、元の持主 である消費者に対し、第三者への引渡しに関する事項を通知しな ければなりません。
- ・クーリング・オフ期間中に第三者へ物品を引渡す場合、第三者に クーリング・オフの対象物品であることなどを通知しなければな りません。
- ※上記の他、不実告知、迷惑勧誘等に関する規制があり、違反事業者 は行政処分(業務停止命令等)や罰則(懲役・罰金)の対象となり ます。

# ■適用除外となるケース

以下に該当する場合は、訪問購入にかかる上記規制の対象外となります。

## (1)適用除外となる商品

- ・本、CD や DVD、ゲームソフト類
- ・自動車 (二輪のものを除く)
- ・家電製品(携行が容易なものを除く)
- 家具
- ・有価証券

# (2)適用除外となる取引態様

- ・消費者が自ら自宅での契約締結等を請求した場合
- ・いわゆる御用聞き取引の場合
- ・いわゆる常連取引の場合
- ・転居に伴う売却の場合
- ※再勧誘の禁止等、一部規制は除外されません。